

生徒指導規程

福山市立金江小学校

第1章 総則

学校で集団生活をするとき、お互いに協力し合い、高め合うためには、守らなければならない事がある。次に掲げる事項を、学校と家庭とが共通に理解し、児童の指導の指針とするために、この生徒指導規定を定める。

この規程は、小中の義務教育9年間、見通しを持った一貫性のある生徒指導を行うため、校区で連携するとともに、本校の教育目標（共に高まるたくましい子の育成）を達成するためのものである。このため、児童が学校のきまりを守り、学習に集中し、自主的・自立的に学校生活を送るという観点から、学校と保護者が児童を指導する上で、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

1（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次の事を指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関することを定める。

- (1) 登校時刻は、8時20分までとする。
- (2) 欠席・遅刻の場合は、8時20分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
また、登校班の班長にも伝える。
- (3) 早退の場合は、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。

2（服装）

校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める標準服を正しく着用する。

- (1) 標準服で登下校する。
(上着…紺 ズボン…紺 スカート…紺 ポロシャツ…白 ソックス…白・紺・黒)

(2) 靴…運動のしやすいものをはく。(名前を書く。)

(3) 赤白帽子をかぶって登下校する。

(4) その他

①名札(学校指定のもの)を毎日つけて登校する。

②ポロシャツからシャツ等がはみ出さないようにする。

③体調に合わせて衣替えをする。

④寒いときには、上着の下にベスト・セーター(紺・黒)を着用してもよい。

(制服の裾からはみ出さない。また袖は手首より短いものを使用する。)

⑤天候、体調に合わせて、長ズボン(標準服)を着用する。

⑥手袋・マフラーは校舎内では着用しない。

⑦ジャンパー等、防寒着は、機能的なものを使用する。たたんでランドセルの中に入れられるものにする。

*違反があった場合は、指導を行う。

3 (頭髪)

頭髪については、次の事を指導する。

(1) 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない。

(2) 前髪は、目にかからないようにする。後ろ髪が長い場合(肩から下に伸びている)はゴム(黒, 茶, 紺)で結ぶこと。

(3) 染色・脱色・パーマは禁止とする。

*違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

4 (持ち物)

学習に必要な物、携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。

(1) 持ち物には、はっきり名前を書く。

(2) 文房具は、学習に集中できるようにするため、シンプルなものが望ましい。

(シャープペンシルは使用しない。ペンや蛍光ペンは必要に応じて使用する。)

*違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。